

児童の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)

令和2年7月

外務省人権人道課

1 児童の権利条約概要

- 国際人権規約において定められている権利を児童について広範に規定し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。
- 1989年11月に第44回国連総会で採択、1990年9月に効力発生。締約国は、196カ国(2020年7月時点)。
- 日本は、1990年9月に署名し、1994年5月に日本に対して効力発生。

2 主な関連条文

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。(後略)
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

3 児童の権利委員会 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見(2019年3月)(抜粋)

(家庭環境)

27. 委員会は、締約国が、以下を行うため、十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられたあらゆる必要な措置をとるよう勧告する。
b. 児童の最善の利益である場合に、外国籍の親も含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、また、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保すること。

(不法な連れ去り・留置)

31. 委員会は、締約国が、子の不法な連れ去り及び留置を防止し、及びこれに対処し、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させ、子の返還及び面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行うよう勧告する。委員会はまた、締約国が、関連諸国、特に締約国が監護又は面会権に関する協定を署名している国々との対話及び協議を強化するよう勧告する。